

# 青森県報

号外第三十二号

平成十六年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 公営企業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(公営企業局) ……一

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程……………(同) ……二

青森県公営企業臨時職員の任用に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……三

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(同) ……四

青森県公営企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……五

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程……………(同) ……六

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……七

## 公 営 企 業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(課の設置)

第三条 局に、総務課及び工務課を置く。

第四条の総務グループの項中

「総務グループ

一 局内の庶務の整理に関すること。」を

「総務課

一 局内の庶務の整理に関すること。」に改め、同項第二十六号中「総務グループ」

を「総務課」に改め、同項第二十七号中「他グループ」を「他課」に改め、同条の工

務グループの項中

「工務グループ

一 各事業施設の利用計画及び維持管理に関すること。」を

「工務課

一 各事業施設の利用計画及び維持管理に関すること。」に改め、同項第三号中

「総務グループ」を「総務課」に改め、同項第四号中「総務グループ」を「総務課」

に改め、同項第五号中「総務グループ」を「総務課」に改め、同項第七号中「総務グ

ループ」を「総務課」に改め、同項第八号中「総務グループ」を「総務課」に改め、

同項第九号中「工務グループ」を「工務課」に改める。

第二十二条第三号、第二十三条第二項及び第二十七条第二項中「グループリーダー

を「課長」に改める。

第二十八条(見出しを含む。)中「グループリーダー」を「課長」に改める。

別表第一中グループリーダーの項を次のように改める。

課長 上司の命を受け、課の事務を掌理する。

別表第一総括主幹の項中「グループ」を「課」に改め、同表主幹の項中「グループ

リーダー」を「課長」に改める。

別表第四の局長の専決事項の項中「グループリーダー」を「課長」に改める。

別表第五の「グループリーダーの専決事項」を「本庁の課長の専決事項」に改め、

同項第二号中「グループリーダー」を「課長」に改め、同項第五号中「グループリー

ダー」を「課長」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業局文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局文書規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）、「第四条、第五条、第九条、第十二条及び第十三条中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第十四条第一項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改め、同項第一項第一号及び第二号中「主管グループリーダー」を「主管課長」に改め、同項第五号中「主管グループリーダー」を「主管課長」に改め、同項第六号中「二以上のグループ」を「二以上の課」に、「総務グループリーダー」を「総務課長」に、「認めるグループ」を「認める課」に改め、同条第二項中「総務グループを経ないで」を「総務課を経ないで」に、「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第十五条中「グループリーダー」を「課長」に改める。

第十六条中「そのグループ」を「その課」に、「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第十九条に次のただし書を加える。

ただし、当該文書の性質又は内容により、課長名をもつてすることができる。

第二十一条の見出し中「事務担当グループ等」を「事務担当課等」に改め、同条第一項中「担当するグループ」を「担当する課」に、「事務担当グループ等」を「事務担当課等」に改め、同条第二項中「事務担当グループ等」を「事務担当課等」に改める。

第二十二條第一項中「他グループ」を「他課」に、「関係グループリーダー」を「関係課長」に改め、同条第二項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改め、

同条第三項中「主管グループ」を「主管課長」に改め、同条第四項中「関係グループリーダー」を「関係課長」に、「主管グループリーダー」を「主管課長」に改める。  
第二十三條中「総務グループリーダー」を「総務課長」に、「主管グループリーダー」を「主管課長」に改める。

第二十六條第一項中「主管グループ」を「主管課」に改める。

第二十七條第一項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改め、同条第二項中「各グループ」を「各課」に、「総務グループ」を「総務課」に改め、同条第三項中「主管グループ」を「主管課」に改め、同条第四項中「総務グループ」を「総務課」に改める。

第三十條中「主管グループ」を「主管課」に改める。

第三十二條第二項中「主管グループリーダー」を「主管課長」に、「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第三十三條中「各グループ」を「各課」に、「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第三十四條中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第三十六條第一項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に、「主管グループリーダー」を「主管課長」に改め、同条第二項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第三十七條中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第三十九條の表を次のように改める。

第三條	総務課長	所長
第四條第一項	同	所長
第四條第二項	総務課長が指定する職員	総務課長
第十四條第一項	主管課長	主管課長
第十四條第二項	局長	所長
第十四條第三項	企業出納員	所長
第二十一條第一項	他課	他課
第二十二條第一項	総務課長	総務課長
第二十二條第二項	主管課長	主管課長
第二十二條第三項	関係課長	関係課長
第二十二條第四項	総務課長	総務課長
第二十三條第一項	主管課長	主管課長
第二十七條第一項	総務課長	総務課長

第二十七条第二項  
第二十七条第三項  
第二十六条第一項  
及び第二項

総務課  
主管課長  
総務課長  
主管課長

総務課  
主管課長  
総務課長  
主管課長

第三十七条  
第三十八条

総務課長  
局長

所長

別表を次のように改める。

別表

公 印	管 守 者	寸法(ミリメートル平方)	ひな型 (字体はてん書)
青 森 県 知 事	総 務 課 長	30	青 森 県 知 事 印 青 森 県 公 営 企 業 局 専 用 印
青 森 県 公 営 企 業 局 長	総 務 課 長	24	青 森 県 公 営 企 業 局 長 印
青 森 県 公 営 企 業 局 課 長 印	総 務 課 長	21	青 森 県 公 営 企 業 局 課 長 印
青 森 県 公 営 企 業 局 岩 木 川 第 一 発 電 所 長 印	岩 木 川 第 一 発 電 所 長	21	青 森 県 公 営 企 業 局 岩 木 川 第 一 発 電 所 長 印
青 森 県 公 営 企 業 局 八 戸 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長 印	八 戸 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長	21	青 森 県 公 営 企 業 局 八 戸 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長 印
青 森 県 公 営 企 業 局 印	企 業 出 納 員	21	青 森 県 公 営 企 業 局 印

		起案者	グループ ⑩番
グループ リーダー	局	電話	員

を

知事 局長 グループリーダー

グループ名

を

知事 局長 課長

課 名

に、

に改める。

第十一号様式中

第八号様式中

第十一号様式中

起案者  
電話  
課⑩番

課 長	課 員

青森県公営企業局 グループリーダー  
グループリーダー 局員

青森県公営企業局 課長  
課長 課員

を

に改める。

に改める。

第十三号様式中

主管グループ リーダー
を
主管課長

に改める。

第十五号様式中

総務グループ リーダー	局 員	主管グループ リーダー	局 員
を			
総務課長	課 員	主管課長	課 員

に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県公営企業臨時職員の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業臨時職員の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業臨時職員の任用に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管

理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程

第一条を次のように改める。

第一条 この規程は、青森県公営企業局に勤務する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条第一項の規定により期限付きで任用する非常勤職員又は同法第二十二条第二項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第六条第一項の規定により臨時的に任用する職員（以下「非常勤職員等」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出し中「臨時的任用」を「非常勤職員等の任用」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 非常勤職員等の任用は、職員の職に欠員を生じた場合で、当該職が一定期間継続した勤務を要し、かつ、常勤を要しないものであるときに行うものとする。

2 臨時的任用は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 職員の任用に関する規則（昭和五十年四月人事委員会規則六・十五）第四十一条各号に掲げる場合

二 育児休業法第六条第一項に規定する場合

第三条の見出し中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 非常勤職員等は、非常勤職員、期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び日日雇用職員に区分し、それぞれの意義は、次の各号に定めるとおりする。

一 非常勤職員 地方公務員法第十七条第一項の規定により、任用期間が一年以上で、かつ、勤務時間が一週間当たり三十時間を超えない範囲内で任用される者

二 期限付臨時職員 地方公務員法第二十二条第二項の規定により、任用期間が六箇月以下の臨時の職に任用される者

三 育児休業代替臨時職員 育児休業法第六条第一項の規定により、育児休業をしている職員の代替として当該育児休業の期間の範囲内で一年を超えない任用期間で臨時的に任用される者

四 日日雇用職員 地方公務員法第二十二條第二項の規定により、公営企業局の直営工事の現場人夫及びこれに準ずる人夫で五箇月以下の雇用予定期間の範囲内で日日雇用される者

第四条を次のように改める。

第四条 非常勤職員等の職名は、次のとおりとする。

- 一 非常勤職員 非常勤事務員、非常勤技術員、非常勤技能員、非常勤労務員
- 二 期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員 臨時事務手、臨時技術手、臨時技能手、臨時労務手

第五条中「期限付臨時職員、日日雇用職員及び非常勤職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び日日雇用職員」に改める。

第六条の見出し中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第一項中「期限付臨時職員、日日雇用職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第二項中「期限付臨時職員及び非常勤職員（これらの者で）」を「非常勤職員、期限付臨時職員」に改め、「除く。」の下に「及び育児休業代替臨時職員」を加え、同条第三項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第七条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「期限付臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

非常勤職員の任用期間は、任用期間更新通知書（第三号様式）により、一年の範囲内で更新することができる。ただし、他の適任者の確保が困難であると知事が認められた場合を除き、二回に限るものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、第九条第二項の規定により再任用された非常勤職員で、当該再任用前の任用期間と当該再任用に係る任用期間の合計が三年を超えることとなるものの任用期間は、更新することができない。

第八条第一項中「期限付臨時職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 非常勤職員であった者を再び非常勤職員として、期限付臨時職員又は育児休業代替臨時職員であった者を再び期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員又は日日雇用職員として任用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、非常勤職員であった者を再度非常勤職員として任用することができる。ただし、第二号に該当する場合の再任用は、一回に限るものとする。

- 一 他の適任者の確保が困難であると知事が認めた場合
- 二 その任用期間の合計（一年に満たない端数を生じたときは、これを一年とする。）が二年以内である者を再任用する場合

第一号様式中

種類	期限付 任用 非常勤 計
----	-----------------------

を

種類	非常勤 期限付 育児休業 任用 計
----	-------------------------------

に、

種類	期限付臨時職員 非常勤職員 計
を	
種類	非常勤職員 期限付臨時職員 計

に、「口盤」を「口盤（口盤）」に改める。

第二号様式中「口盤」を「口盤（口盤）」に改める。  
第三号様式中「臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県公営企業管理規程第四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第六条の六の見出し及び同条第一項中「非常勤職員」の下に「等」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 非常勤職員等の休暇の種類、期間及び単位は、青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令第7号）の例による。

第十二条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 非常勤職員等の給与は、予算の範囲で別に定める。  
第二十五条の二中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第六号様式（その二）中「グループ」を「課」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中参事の項の次に次のように加える。

課長 百分の十六

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員被服等貸与規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。

第五条第一項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に、「所属長等」を「所属長」に改める。

第六条第二項及び第七条中「所属長等」を「所属長」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第七号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務グループリーダー」を「総務課長」に改める。  
 第九十九条第二項第一号中「鉄道債権その他の」を削り、同項第二号を次のように改める。

- 二 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
  - 第九十九条第二項第三号を次のように改める。
  - 三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- 第一百十条第一項第二号中「鉄道債券その他の政府の保証のある債券、金融債及び公社債」を「政府の保証のある債券及び金融債」に改める。  
 第一百三十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者等は、次に掲げる入札に限り、入札前に予定価格を公表することができる。

- 一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事に係る入札

二 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号）第一条に規定する建設関連業務に係る入札

三 普通財産（不動産に限る。）の売払いに係る入札

第一百三十三条第一項第二号中「国（公社、公団を含む。）」を「国（公団を含む。）」に、「数回」を「二回」に改め、同項第三号中「保険会社」の下に「銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関」を加える。

第三号様式中

グループリーダー	グループ	社
		債

を

起	票

に改める。

第四号様式中

グループ	債
グループ	債

を

起	票

に改める。

第五号様式中

グループ	債
グループ	債

を

起	票

に改める。

第三十号様式を次のように改める。

( 1 )  
現金払込書 (証券等受払票・証券等払込書)・領収証書

払込人		氏名	
氏名		氏名	
発行番号		記号・番号	
証券等の別		小切手等	
小・送・振		振出年月日	
証券等受		証券等受	
領年月日		領年月日	
金額		金額	
千		千	
百		百	
十		十	
元		元	
角		角	
分		分	
厘		厘	
納		納	
領		領	
収		収	
日		日	
付		付	
印		印	

上記の金額を領収しました。

右のとおり払込まいいたします。

年 月 日

( 2 )  
領 収 済 通 知 書

払込人		氏名		氏名	
氏名		氏名		氏名	
発行番号		記号・番号		記号・番号	
証券等の別		小・送・振		小切手等	
小・送・振		振出年月日		振出年月日	
証券等受		証券等受		証券等受	
領年月日		領年月日		領年月日	
金額		金額		金額	
千		千		千	
百		百		百	
十		十		十	
元		元		元	
角		角		角	
分		分		分	
厘		厘		厘	
納		納		納	
領		領		領	
収		収		収	
日		日		日	
付		付		付	
印		印		印	

右のとおり領収したから通知します。

青森県公営企業局企業出納員 殿  
株式会社  
青森銀行 店

振六十一町警政交の振六十一町警政交の「7その他」宛

「7 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥

1234567890

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥

8 その他

振六十一町警政交の振六十一町警政交の「5その他」宛

「5 特定建設資材に係る分別解体等

(5) 分別解体の方法

(6) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥

1234567890

(7) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(8) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥

6 その他

監 収

1234567890 平成十六年四月一日から発行のもの

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭